

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成28年度 12月度)

- 1 日 時 平成28年11月25日(金)
開会：午後1時55分
閉会：午後3時35分
- 2 場 所 氷見市役所 301会議室
- 3 出席委員 18名
1番 川上 悦男 4番 澤井 義昌 5番 片折 正明
6番 伊藤 清治 7番 田中 昭一 10番 前 建治
11番 寺山 正榮 12番 舟金 敏明 13番 石丸 清志
14番 関谷 博文 15番 北嶋 孝三 16番 飯野 健
19番 両國 明美 20番 木沢 孝子 21番 角地 富雄
22番 六田 敏夫 23番 藤林 久一 24番 江添 良春
- 4 欠席委員 2番 宮内 隆 8番 寶住 與一 17番 正保 哲也
18番 阿字野忠吉
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 野村 佳作 農林畜産・いのしし等対策課長 茶木 隆之
主 査 清水 徹夫
臨時職員 嵐 由香里
- 7 総会の概要

(事務局) ただいまから、平成28年度12月度定例総会を開催いたします。

総会の前に今月6日にご逝去された故 定塚俊弘氏に哀悼の意を込めて黙
祷いたします。皆さん、ご起立下さい。

黙祷

お座りください。

それでは、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を田中委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

です。

□議長(会長) なお、本日の欠席者は、宮内委員、宝住委員、正保委員、阿字野委員の4人であります。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、関谷委員、飯野委員をお願いいたします。

□議長(会長) 第1号議題に入る前に、**委員と**委員が関係人でありますので、この議事の間は、一時退出をお願いします。

それでは、第1号議題『農業経営基盤強化促進事業適格決定』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申

上げます。

今回は、利用集積計画と中間管理事業にかかるものがあります。

番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、利用集積計画として、計——筆、設定面積—— m^2 を——名の貸し手について、中間管理事業として、計——筆、設定面積—— m^2 を——名の貸し手について、利用権を設定するものです。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

□議長（会長） 外に異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

第1号議題の審議が終了しましたので、関係人の**委員と**委員に入場していただきます。

□議長（会長） 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件をご説明申し上げます。

それでは、——ページをご覧ください。

今回の申請件数は1件、——筆で、申請面積は—— m^2 です。

申請農地は、氷見市**——番の田——筆、—— m^2 です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

この案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について原案のとおり許可を与えることといたします。

□議長（会長） 次に、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件、4件につきまして、説明申し上げます。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番地（氏名**）、譲渡人が、氷見市**番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番地、地目は登記、現況ともに畑で、面積は——m²です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的——が、権利は——です。

番号2、地区は——です。

使用借人が、高岡市**——番地（氏名**）、使用貸人が、氷見市**——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記が田、現況は宅地で、面積は——m²です。

農地区分は、第1種農地で、転用目的が——、権利は——です。

この案件は、違反転用に該当していますので、始末書の提出を受けています。

番号3、地区は——です。

賃借人が、氷見市**——番地（氏名**）、賃貸人が、氷見市**番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記、現況ともに畑で、面積は——m²です。

農地区分は、第2種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号4、地区は——です。

使用借人が、氷見市**——番地、（氏名**）、使用貸人が、氷見市**——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記が田、現況が畑で、面積は——m²です。

農地区分は、第1種農地で、転用目的が——、権利は——です。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件4件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と**委員及び事務局員による現地調査について、報告を受けたいと思います。
**委員をお願いします。

（**委員） 先般**月**日、わたしと**委員及び事務局員で実施しました、現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件4件につきまして、隣接地との境界が確定されていること、転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

隣接農地のある番号2番と4番について、隣接農地所有・耕作者からの承諾書が添付されております。

1番については、西条畑地かんがい土地改良区からの同意書が添付されております。

なお、案件2番は、違反転用にあたることから始末書の提出を求め、これを受けています。

以上、今回の案件4件は、違反転用の案件もありましたが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質

問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び5条の規定による許可申請に対し意見を付する件』につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会12月度定例総会を終了します。

次回、1月度定例総会は、12月26日（月）の午後4時から、市役所C棟3階の301会議室で開催を予定しています。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年11月25日

議 長

署名委員

署名委員